

令和元年8月吉日

神奈川県内 保険医療機関、保険薬局  
訪問看護ステーション 各位

茅ヶ崎市 こども育成部子育て支援課

茅ヶ崎市小児医療費助成事業の制度改正について（お知らせ）

日頃より本市の医療費助成事業の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

~~令和元年8月1日診療報酬改定により茅ヶ崎市小児医療費助成事業における通院の対象年齢を中~~  
~~学3年生まで拡大するとともに、一部負担金（通院と同額の100円を上限とする）を~~  
~~小学4年生から小学6年生に、また「小学4年生から中学3年生」等に導入すること~~  
となりました。

つきましては、貴院のレセプトコンピューターの設定変更や、対象児童の受診に際し  
ての御配慮をいただきたくお願い申し上げます。

今後も、本制度の円滑な実施に向け周知に努めますので、皆様の御理解と御協力を賜  
りますよう、重ねてお願い申し上げます。

1. 小児医療費助成事業の概要

【制度改正前】

対象児童：0歳から小学6年生まで（通院及び調剤）

一部負担：あり（小学4年生から6年生まで）

【制度改正後】

対象児童：0歳から中学3年生まで（通院及び調剤）

一部負担：あり（小学4年生から中学3年生まで）

- 医科・歯科の通院、訪問看護、柔道整復、鍼・灸・マッサージは1回につ  
き500円まで自己負担となります。
- 入院及び調剤は自己負担を求めません。（従来どおりです）
- 0歳から小学3年生までと小学4年生から中学3年生までの方は、異なる  
公費負担者番号を使用します。（裏面参照）

対象年齢	通院	調剤	入院
0歳から 小学3年生まで	全額助成	全額助成	全額助成
小学4年生から 中学3年生まで	1回あたり500円を 超えた分を助成	全額助成	全額助成

## 2. 公費負担者番号

茅ヶ崎市の小児医療証は2種類の公費負担者番号を使用します。請求の際は、お間違いないようお願いください。

対象	公費負担者番号
0歳から小学3年生まで	81140089
小学4年生から中学3年生まで	81149080

## 3. 注意事項

- (1) 小学4年生から中学3年生までの方は、保護者の課税・非課税に関わらず、一部負担金の対象となります。
- (2) 一部負担金に、月額上限額はありません。
- (3) 学校等での怪我によりスポーツ振興センターによる給付を受けられる場合は、そちらを優先してください。

## 4. 今後の予定

- (1) 令和元年7月から 新たに対象となる方へ制度案内、申請書等を送付
- (2) 令和元年9月末 対象者へ医療証を送付

※新しい医療証は10月から有効となるため9月末日に対象となる方に送付します。

※市のホームページ・広報紙・広報番組等でも制度案内を行います。

## 5. 問い合わせ先について

- (1) レセプトの記入方法や請求方法のお問い合わせ

一部負担金対象となる場合のレセプトの記入方法や請求方法は、社会保険診療報酬支払基金、神奈川県国民健康保険団体連合会のホームページで御確認いただくか、直接お問い合わせいただくようお願いいたします。

- (2) 制度等全般についてのお問い合わせ

茅ヶ崎市の小児医療費助成事業の制度概要等については茅ヶ崎市ホームページを御確認いただくか、直接お問い合わせいただくようお願いいたします。

担 当 茅ヶ崎市 こども育成部子育て支援課  
子育て推進担当 小島・菅井・坪井  
所在地 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号  
電 話 0467-82-1111  
内 線 2161~2163